

東ヌサトゥンガラ州における社会活動制限（東ヌサトゥンガラ州知事通達）

令和4年1月10日（総22第4号）

在デンパサール日本国総領事館

● 1月4日、東ヌサトゥンガラ州知事は1月4日から1月17日まで有効とする州知事通達第440/1号を発出しました。

1. 本社会活動制限における東ヌサトゥンガラ（以下NTTと記載）州の感染対策レベル
＜レベル4＞

なし

＜レベル3＞

なし

＜レベル2＞

クパン県、南ティモールトウンガ県、北ティモールトウンガ県、エンデ県、東スンバ県、西スンバ県、西マンガライ県、サブライジュア県、クパン市

＜レベル1＞

ベル県、アロール県、東フローレス県、シッカ県、ンガダ県、マンガライ県、ルンバタ県、ロテンダオ県、ナゲケオ県、中部スンバ県、南西スンバ県、東マンガライ県、マラカ県

2. NTT州知事通達440/1号の主な内容は、以下のとおりです。

（1）レベル2に指定された地域の社会活動制限内容

ア 必須分野以外の職場における出勤率は50%以下に制限する。

イ 飲食屋台、移動式飲食屋台の営業を許可する。また、レストランやカフェ等の飲食店の営業は、午後9時まで、収容人数は50%以下とする。

ウ ショッピングモールの営業は、アプリ Pedulilindungi の使用または、より厳格な保健プロトコルの適用を条件に、収容人数を50%以下に制限して午後9時までの営業を許可する。

エ 映画館に関する規制

a アプリ Pedulilindungi の使用またはより厳格な保健プロトコルの適用をし、収容人数を75%以下に制限する。

b 12歳以下は保護者同伴を条件に入場を許可する。

c 映画館内の飲食店の営業は、収容人数は50%以下、1テーブルあたりの着席は2人までの制限下で許可する。

オ 建設活動は、100%許可する。

カ 宗教活動は、収容人数を75%以下もしくは75人以下に制限し行うこととする。

キ 公共エリアでの活動は、収容人数を50%以下にして行うこととする。

ク 文化及び芸術活動は、収容人数を50%以下にして行うこととする。

ケ フィットネス施設での活動は、収容人数を50%以下にして行うこととする。

コ 結婚披露宴の開催は、収容人数を50%以下に制限して行うこととする。

サ 会議及びセミナーの開催は、収容人数を50%以下に制限して行うこととする。

シ 公共交通機関及び飛行機は、収容率100%での営業を許可する。

ス NTT州内での長距離移動の制限

a 最低1回のワクチン接種証明書の提示（12歳以下は除く）。

b 飛行機及び船を使った移動は、ワクチン1回接種済みの場合は、出発前24時間以内に検体採取された迅速抗原（Antigen）検査の陰性証明書を提示することとする（ワクチン2回接種済みの場合は免除）。

c 陸路での移動は、ワクチン未接種の場合のみ、出発前24時間以内に検体採取された迅速抗原（Antigen）検査の陰性証明書を提示することとする。

セ NTT州に入域する場合の制限

a 最低1回のワクチン接種証明書の提示（12歳以下は除く）。

b ワクチンを1回以上接種済みの場合は、出発前24時間以内に検体採取された迅速抗原（Antigen）検査の陰性証明書を提示することとする。ワクチン未接種の場合は、出発前3×24時間以内に検体採取されたPCR検査の陰性証明書を提示することとする。

（2）レベル1に指定された地域の社会活動制限内容

ア 必須分野以外の職場における出勤率は75%以下に制限する。

イ 飲食屋台、移動式飲食屋台の営業を許可する。また、レストランやカフェ等の飲食店の営業は、午後10時まで、収容人数は75%以下とする。

ウ ショッピングモールの営業は、アプリ Pedulilindungi の使用または、より厳格な保健プロトコルの適用を条件に、収容人数を100%で午後10時までの営業を許可する。

エ 映画館に関する規制

a アプリ Pedulilindungi の使用またはより厳格な保健プロトコルの適用をし、収容人数を75%以下に制限する。

b 12歳以下は保護者同伴を条件に入場を許可する。

c 映画館内の飲食店の営業は、収容人数は75%以下、1テーブルあたりの着席は2人までの制限下で許可する。

オ 建設活動は、100%許可する。

カ 宗教活動は、収容人数を75%以下に制限して行うこととする。

キ 公共エリアでの活動は、収容人数を75%以下にして行うこととする。

ク 文化及び芸術活動は、収容人数を75%以下にして行うこととする。

ケ フィットネス施設での活動は、収容人数を75%以下にして行うこととする。

コ 結婚披露宴の開催は、収容人数を75%以下に制限して行うこととする。

サ 会議及びセミナーの開催は、収容人数を75%以下に制限して行うこととする。

シ 公共交通機関及び飛行機は、収容率100%での営業を許可する。

ス NTT州内での長距離移動の制限

a 最低1回のワクチン接種証明書の提示（12歳以下は除く）。

b 飛行機及び船を使った移動は、ワクチン1回接種済みの場合は、出発前24時間以内に検体採取された迅速抗原（Antigen）検査の陰性証明書を提示することとする（ワクチン2回接種済みの場合は免除）。

c 陸路での移動は、ワクチン未接種の場合のみ、出発前24時間以内に検体採取された迅速抗原（Antigen）検査の陰性証明書を提示することとする。

セ NTT州に入域する場合の制限

a 最低1回のワクチン接種証明書の提示（12歳以下は除く）。

b ワクチンを1回以上接種済みの場合は、出発前24時間以内検体採取された迅速抗原（Antigen）検査の陰性証明書を提示することとする。ワクチン未接種の場合は、出発前3×24時間以内検体採取されたPCR検査の陰性証明書を提示することとする。

3. 本通達は、2022年1月4日から1月17日まで有効とする。

（参考）前回のNTT州知事通達440/144号

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100244343.pdf>